

○国立大学法人筑波大学職員倫理規則

〔平成17年3月24日〕
法人規則第22号

改正 平成17年法人規則第46号

平成23年法人規則第5号

平成31年法人規則第30号

国立大学法人筑波大学職員倫理規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学（第3条第1項を除き、以下「法人」という。）の職員の職務の内容が公益性及び公共性の高いものであることにかんがみ、国家公務員倫理法（平成11年法律第129号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、法人の職員の職務に係る倫理の保持に資するため、必要な措置を講ずるとともに、職務の執行の公正さに対して疑惑や不信を招くような行為を防止し、もって法人の業務に対する信頼を確保することを目的とする。

(倫理行動規準)

第2条 職員は、法人の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、第1号から第3号までに掲げる倫理原則とともに第4号及び第5号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職員は、業務の公共性にかんがみ、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織の私的利益のために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令及び法人の規則に基づく権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等により疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(事業者)

第3条 この法人規則において、「事業者」とは、国立大学法人筑波大学以外の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この法人規則の規定の適用については、事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者とみなす。

（利害関係者）

第4条 この法人規則において、「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

(1) 売買、賃貸借、請負その他の契約に関する業務 これらの契約を締結している事業者、これらの契約の申込みをしている事業者及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者

(2) 職員として採用する者の決定に関する業務 法人の職員として採用を希望する個人及びその関係者

(3) 職員、学生等の懲戒処分に関する業務 当該懲戒処分の対象となる職員、学生等

(4) 入学試験における合格者の決定に関する業務 筑波大学への入学を志願する個人及びその関係者

(5) その他の業務 当該職員の業務遂行によって直接に利益又は不利益を受ける個人及びその関係者

2 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者は、当該異動の日から3年間（当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間）は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

3 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

（倫理監督者）

第5条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法人に倫理監督者を置く。

2 前項の倫理監督者は、人事を担当する副学長をもって充てる。

（倫理監督者の責務等）

第6条 倫理監督者は、この法人規則に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 第8条第2項及び第14条の相談に応じ必要な指導及び助言を行うこと。
 - (2) 職員が特定の者と疑惑や不信を招くような関係をもつことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
 - (3) 職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
 - (4) 職員が、この法人規則に違反する行為について、倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 2 倫理監督者は、職員に、この法人規則に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(禁止行為)

第7条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
 - (2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
 - (3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
 - (4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
 - (5) 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
 - (6) 利害関係者から供給接待を受けること。
 - (7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
 - (8) 利害関係者と共に旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
 - (9) 前各号に類する行為を行うこと。
 - (10) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
 - (2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

- (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること。（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
 - (6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。
 - (7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 第1項の規定の適用については、職員（同項第10号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第8条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の遂行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第10号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第9条 職員は、利害関係者に該当しない事業者であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者はその者の負担として支払わせてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第10条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

- (1) 法人が直接支出する費用をもって作成される書籍等
- (2) 作成数の過半数を法人において買い入れる書籍等

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第11条 職員は、法人の他の職員の第7条又は前2条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第7条第1項第10号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

- 2 職員は、学長、倫理監督者その他当該職員の所属する組織において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の所属する組織の他の職員が法、法に基づく命令又は法人の規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。
- 3 職員を監督又は管理する地位にある者は、その監督し、又は管理する職員が、法、法に基づく命令又は法人の規則に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第12条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、別記様式第1号の利害関係者との飲食に関する届出書により倫理監督者に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により、あらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき。
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第13条 職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくは

はテレビジョン放送の放送番組への出演（国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号）第44条第1項、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号）第44条第1項又は国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号）第41条第1項の規定に基づき兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、別記様式第2号の利害関係者からの依頼により行う講演、著述等に関する申請書により、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

- 2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合には、当該講演等を承認しないものとする。

（倫理監督者への相談）

第14条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第7条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

（贈与等の報告）

第15条 管理職の地位にある職員（国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第8号）第24条第1項、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第13号）第24条第1項又は国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号）第24条第1項に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）は、事業者から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次に掲げる報酬の支払いを受けたとき（当該贈与等を受けたとき又は当該報酬の支払いを受けたときにおいて管理職の地位にある職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払いを受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限り。）は、四半期ごとに、別記様式第3号の贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。

- (1) 利害関係者に該当する事業者から支払いを受けた講演等の報酬
- (2) 利害関係者に該当しない事業者から支払いを受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等の報酬

（贈与等報告書の保存及び閲覧）

第16条 倫理監督者は、前条の規定により提出された贈与等報告書を提出すべき期間の

末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

- 2 前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払いを受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。）は原則として閲覧させることができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後これを行うことができる。
- 4 贈与等報告書の閲覧は、倫理監督者が指定する場所で行うものとする。

附 則

この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平17.6.23法人規則46号）

- 1 この法人規則は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学職員倫理規則第15条の規定は、この法人規則施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払いを受けた報酬について適用し、施行日前に支払いを受けた報酬については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、改正後の国立大学法人筑波大学職員倫理規則は、施行日以後にする行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。

附 則（平23.1.27法人規則5号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平31.4.26法人規則30号）

この法人規則は、平成31年5月1日から施行する。

年 月 日

利害関係者との飲食に関する届出書

所 属

職 名

氏 名 _____ 印

国立大学法人筑波大学職員倫理規則第12条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 飲食の目的、理由
- 2 飲食の相手方
- 3 飲食の内容（飲食に要する予定金額を含む。）
- 4 飲食の日時
- 5 飲食の場所

年 月 日

利害関係者からの依頼により行う講演、著述等に関する申請書

所 属 _____

職 名 _____

氏 名 _____ (印)

国立大学法人筑波大学職員倫理規則第13条第1項の承認を得たく、下記のとおり申請します。

記

- 1 講演、著述等の依頼者
- 2 講演、著述等の内容（講演等の対象者を含む。）
- 3 講演、著述等を行う日時、場所
- 4 報酬の額

上記の申請を許可する。

年 月 日

倫理監督者 _____ (印)

贈 与 等 報 告 書

倫 理 監 督 者 殿

(所属)

(職名)

(氏名)

印

贈与等又は報酬の支払いを受けた年月日	年 月 日
贈与等又は報酬の支払いの起因となった事実	<input type="checkbox"/> 会合等への出席 (会合名、内容等：) <input type="checkbox"/> 著述 (著作物の名称、著述内容等：) <input type="checkbox"/> 講演 (講演の題名・内容、年月日、場所等：) <input type="checkbox"/> その他 ()
贈与等又は報酬の内容	<input type="checkbox"/> 金銭 (原稿料 <input type="checkbox"/> 印税 <input type="checkbox"/> 講演料 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 金銭以外 内容：
贈与等により受けた利益又は支払いを受けた報酬の価額	円 (講演等の時間数又は原稿枚数(400字詰原稿用紙)：)
上欄に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	<input type="checkbox"/> 販売業者への販売価格の照会に対する回答による価額 <input type="checkbox"/> カタログに記載された価格に基づく価額 <input type="checkbox"/> 主催者側に総額を確認し、出席者数で等分した価額 <input type="checkbox"/> 店側へ総額を確認し、出席者数で等分した価額 <input type="checkbox"/> その他 ()
供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びに出席者の人数及び職業	場所の名称： 住所： <input type="checkbox"/> 多数の者が出席した立食パーティー等の場合 人数(概数)： 名 <input type="checkbox"/> その他の場合 人数： 名 職業：
贈与等をした事業者又は報酬を支払った事業者の名称及び住所	事業者の名称： 事業者の住所：
第3条第2項の規定により事業者と見なされる者が事業者の利益のために贈与等を行った場合にあっては、当該者の役職又は地位及び氏名(当該者が複数の場合にあっては、代表者の役職又は地位及び氏名を記載)	事業者と見なされる者の役職又は地位： 事業者と見なされる者の氏名：
贈与等をし、又は報酬の支払いをした事業者と職員の職務との関係及び当該職員が属する組織との関係	職務との関係： 所属組織との関係： <input type="checkbox"/> 利害関係あり→講演等の場合、事前に倫理監督者の承認あり <input type="checkbox"/> 利害関係なし

(注) 贈与等又は報酬の支払い1件につき1枚に記入する。